

憲法会議は、1月28日、次の声明を発表しました。

ソマリア沖の「海賊対策」を口実とした海上自衛隊派遣準備命令に抗議する

2 0 0 9 年 1 月 2 8 日

憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

1、1月28日、浜田防衛大臣は麻生首相の指示を受け、海上自衛隊に対しソマリア沖での「海賊対策」のために派兵する準備を開始するよう命令しました。防衛大臣は、現地での調査結果をもとに自衛隊法82条にもとづく海上警備活動を2月中にも発令し、3月にはソマリア沖で任務につかせたいとしています。

同時に麻生内閣は、ソマリア沖に限定しない海賊対策の一般法制定に向けた準備をただちに開始し、3月には国会に提出したいとしています。その主なねらいは、保護の対象を日本人や日本の船、貨物だけでなく外国人・船に拡大し、武器の使用も正当防衛・緊急避難に限定せず、「任務遂行」に必要な範囲で可能にすることであるとされています。

2、もともと、犯罪である海賊行為を取り締まることは警察行動です。政府は、海上警備行動を根拠に自衛隊を派兵しようとしています。法の趣旨をはなはだしく逸脱するものです。海上警備行動は、99年の能登半島沖事件など過去における2度の発令が示すように、日本近海での領海侵犯事件を念頭においたものだからです。ソマリア沖まで出動し「海賊対策」をおこなう等はどうてい許されません。

しかも新法において、国籍を問わず保護の対象とするとしていることは、政府がこれまで、集団的自衛権の行使にあたり、違憲としてきた行為に公然と踏み込むものです。「任務遂行」を可能とする武器使用の拡大も、PKO等協力法、テロ特措法、イラク派兵法などの規定を乗り越えるものであることは明らかです。

麻生内閣は、「海賊対策」を絶好の口実として、自衛隊の海外における武力行使と集団的自衛権の行使にさらに深く踏み込み、憲法9条の破壊を極めて重大な段階にすすめようとしているといわなければなりません。

3、麻生内閣のこうした動きの背景には、日米軍事同盟の地球的規模への拡大を要求しつづけてきたアメリカの圧力があることはいまでもありません。アフガニスタンへの増派を主張しつづけてきたオバマ氏の大統領就任によって、この流れが強まる危険は決して小さくありません。麻生内閣はソマリア派兵でオバマ新政権に取り入ることをはかりつつ、この既成事実を土台に、さらに海外派兵・武力行使恒久法の制定をめざそうとしています。

4、ソマリア沖の海賊問題は、自然災害や内戦で疲弊し、軍や警察も機能しない国家破たんの状況のもとで、極度に貧困化した民衆の一部が身代金目当ての海賊行為にはしっていることに原因があります。すでに国際海事機関のよびかけで、周辺諸国は問題の解決にむけた協力のあり方について検討と取り組みを開始し、各国の協力をよびかけています。

憲法9条をもつ日本こそ、まず自衛隊派兵ありきではなく、これらの国々への資金や技術援助にただちに取り組むべきです。

憲法会議は、防衛大臣の「命令」に抗議するとともに、海上自衛隊のソマリア派兵や新法制定、恒久法の制定に強く反対し、憲法9条を世界に輝かすために全力をあげるものです。

以 上